

令和3年9月10日

各県立学校長様

教 育 長  
〔学校経営戦略推進課  
学校教育情報化推進課  
高校教育指導課  
豊かな心と身体育成課  
特別支援教育課〕

「緊急事態措置」の実施期間延長に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
集中的な対策期間における県立学校の対応について（通知）

令和3年9月9日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項に基づき、本県に対して令和3年9月13日から緊急事態措置を実施すべき期間を延長することが決定されました。これに伴い、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部員会議において、別紙1のとおり、『緊急事態措置』の実施期間延長に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中的な対策について」が決定され、集中対策期間についても令和3年9月30日まで延長されました。学校においては、昼食時や部活動中に集団感染が発生するなど、予断を許さない状況にあります。

このことを踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」のレベル3の行動基準及び別紙2に基づき、引き続き感染症対策を徹底して教育活動に取り組んでください。

〈問合せ先〉

- 全体に関する事  
担当 学校経営戦略推進課学校経営支援担当  
電話 (082)513-4966
- デジタル機器に関する事  
担当 学校教育情報化推進課情報化推進係  
電話 (082)513-4947
- 学習活動に関する事  
担当 高校教育指導課高校教育指導担当  
電話 (082)513-4994
- オンライン学習に関する事  
担当 高校教育指導課情報教育担当  
電話 (082)513-4895
- 文化部活動に関する事  
担当 高校教育指導課企画調整係  
電話 (082)513-4991
- 感染拡大防止対策に関する事  
担当 豊かな心と身体育成課健康教育係  
電話 (082)513-5036
- 体育・運動部活動に関する事  
担当 豊かな心と身体育成課学校体育係  
電話 (082)513-5032
- 特別支援学校に関する事  
担当 特別支援教育課特別支援教育指導係  
電話 (082)513-4982